

B T S な が と 電 子 複 合 機 賃 貸 借 に 係 る 公 開 見 積 合 せ に お け る 注 意 事 項

1. 参加者の資格

- (1) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の業種「賃貸借（リース）」の「複写機」に「市内」、「準市内1」、「準市内2」で登録があること。
- (2) 見積合せの期日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成27年9月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。

2. 見積書に記載する事項等

見積書に記載する事項は、次のとおりとする。なお、見積書には、代表者印を押印すること。

- (1) 見積年月日
- (2) 宛先（下関市ボートレース事業管理者と記載すること。）
- (3) 見積者の住所、商号又は名称、代表者職及び代表者氏名（受任者を設けている場合は、受任者の住所、支店等の名称、受任者職及び受任者氏名）
- (4) 対象案件の品名、規格、数量及び見積金額（消費税等を除いた額）
- (5) その他ボートレース事業課長が必要と認める事項

3. 見積書の提出期限

令和7年7月28日（月曜日）午後1時00分

4. 見積書の提出方法

ボートレース事業課へ持参、郵送またはファクシミリによるものとする。ファクシミリによる見積書の提出により、落札した場合は、落

札決定後速やかに見積書の原本を提出すること。

原則として、一度提出した見積書の差し替え、変更及び取消しは認めないものとする。

5. 見積書に記載する金額

見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含まない複写1枚当たりの額（複写用紙以外の消耗品の供給費用及び保守作業費用を含む。）を記載すること。なお、小数第2位まで記載することとし、小数第2位が「0」の場合も「0」と記載すること。

6. 見積書の無効

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 公開見積合せに参加する資格のない者が見積ったもの
- (2) 同一案件について同一の者により提出された2通以上の見積書全部
- (3) 記名押印のないもの
- (4) 金額を訂正したもの
- (5) 記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）を使用して記入されたもの
- (6) 誤字、脱字などにより意思表示が不明瞭なもの
- (7) 記載事項に不備があるもの
- (8) 錯誤により提出されたと認められるもの
- (9) 見積りに関し、妨害又は不正の行為を行ったと認められるもの
- (10) 受任者を設けている場合において、受任者でない者が見積もったもの
- (11) 前各号のほか、仕様の条件に合わないもの

7. 契約の相手方の決定

本件は随意契約による複数単価契約であるため、予定価格及び各見積単価に予定数量を乗じて得た額の合計額（推定年間総金額）を元に、

経済的に有利になる者を候補者とし、契約を締結するものとする。

なお、契約に当たっては全ての項目の見積単価が予定価格の範囲内に収まっている必要があるため、契約の相手方の決定に際して減価交渉をする場合がある。